旧千城台第一県営住宅解体説明会を開催

2022年11月20日10時より、県営住宅の解体工事説明会がありました。
千葉県県土整備部住宅課および施工業者の青木総(株)・シンコー(株)により
東町自治会館で開催されました。

解体工事は当初３期（３年間）の予定でしたが、自治会の要望で２期（２年間）となりました。今年度は全体の三分の一を、来年度に残りの三分の二が施工されます。

浴室の天井と壁に使われているアスベストの撤去について、工事の週間工程や当日の作業内容は看板に記載されます。アスベストの飛散状況については県が環境測定を行い、基準値以下であることが判明したので予定通り進める事となりました。

又、トラックの出入口に置かれる警備員をクリエイトそばの交差点にも配置すること等を要望し、説明会を終了しました。

マイナンバーカードの出張申請受付

2022年9月12日（月）13時から16時に、千葉市による
マイナンバーカード出張申請受付が東町自治会館で開催されました。

若葉区役所に事前申し込みをされた方が16組参加しました。
参加された方は短時間に申請でき、その場で写真も撮って貰い、
大変良かったと話されていました。

シニアリーダー体操へのおさそい

筋肉体操 足腰を鍛えて転倒防止
ストレッチ 血管を延ばして脳梗塞、心筋梗塞の予防
口腔体操 喉を鍛えて誤えん予防など

椅子に座わりビデオを見ながら
ゆっくり出来る体操です。
見学や体験も歓迎です！

第1・第4火曜日 10:00～12:00　〈お問合せ先〉自治会館事務局　☎043(237)7766

2023年（令和5年）
3月20日
206号

東町 自治会広報

編集責任者／東町自治会広報部 土屋真理子　発行責任者／黒宮　昇
千葉市若葉区千城台東4-33-3 千城台東町自治会館 ☎043(237)7766

互いに気くばり築こう住みよい東町

令和４年度の自治会活動を振り返って

会長　黒宮　昇

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、２か年連続して紙面決議による総会となってしまいました。

また、昨年2月からロシアによるウクライナ侵略が始まり、それに伴い物価高、エネルギー高が起こり、さらに急速な円高が価格高騰に拍車をかけています。そして、中長期的な問題として、気候変動と地球温暖化が深刻で、世界規模の多重危機を前に、無力と思えるかもしれませんが、自治会のスローガン『互いにきくばり築こう住みよい東町』の実現が重要と考えます。

そこで、ラジオ体操の継続、第２第４土曜日の防犯パトロール、ひと月約６回の青パト運行、ごみゼロ運動や公園の花植え、自治会館での各部各サークル活動、「無事ですカード」による安否確認訓練を実施してまいりました。多くの皆様のご協力を頂き感謝申し上げます。しかしながら、一部の活動に於いては、自治会員の高齢化等の影響により、参加者が減少してきたのではないか、との声も聞こえてまいります。

また、３年ぶりのバス旅行を実施したところ、参加者からは来年度も実施して欲しいとの、多くの声をいただきました。11月に開催予定だった「ふれあい祭」はコロナ第８波の襲来により中止となり、代わりにハロウィンパーティーを開催したところ、60名程の子どもたちが様々なコスプレ衣装で盛り上がりました。

引続き会員各位から様々な提案・要望に応えられるように努めてまいります。次年度におきましても会員各位のご支援をよろしくお願いいたします。

自治会活動を振り返って

副会長　川勝　一平

振り返ればコロナがはやり始めたころ、環境美化担当の副会長としてスタートしました。町内のボランティア活動は初めてのことで、戸惑うことも多々ありましたが、幸い諸先輩が暖かい手を差し伸べて下さり、試行錯誤の３年間が過ぎてゆきました。「安全で安心して住める清潔な街にする」という先人の言葉を頼りに、年間50件程の街の不具合事項報告に立ち合い、環境美化の仲間、環境事務所や公園緑化の人たちとの地道な協力の積み重ねで、少しは先輩の言葉に近づけたのではないかと思います。

また大地震に備え、東町自治会館を地域避難所にする仕事を仰せつかり、防災隊や設置委員会の皆様と共に会議を重ね、小粒ながらも実際に使える避難所を立ち上げる事ができ嬉しく思います。皆様のご助力に深く感謝します。

自治会も高齢化が進み、徐々に若い世代と入れ替わりつつあります。状況に応じて、自治会も柔軟に発展してゆくことを願っております。

ご協力、ご指導くださいました会長と皆様には心から感謝申し上げます。

耐震診断費・耐震改修費補助事業の説明会開催

2022年9月28日　19時～

耐震改修工事が必要な住宅について

昭和56年（1981年）6月に現行の耐震基準「新耐震基準」が導入されました。昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた住宅は、耐震性が不十分といわれており、過去の大地震においても多くの被害が発生しています。

また、平成12年（2000年）6月にも耐震基準が一部強化されており、新耐震基準であっても、平成12年5月以前に建てられた住宅は、耐震性が不十分である可能性があります。

まずは、耐震診断により耐震性を確認し、結果に応じて適切な耐震改修を実施することが重要です。大地震に備えて住まいを耐震化しましょう。

耐震改修工事までの流れ

❶ 耐震診断
耐震診断士が地震に対してどのくらい安全か調査

❷ 耐震改修設計
耐震診断の結果をもとに補強箇所や補強方法を決定

❸ 耐震改修工事
耐震改修設計に基づいて工事を実施

補助額は？

耐震診断費用の4/5	9万6千円限度
耐震工事費用の4/5	100万円限度
耐震シェルター設置費1/2	20万円限度

○次年度の募集は5月頃の予定です。市政だよりをご覧ください。

お問い合わせ先・申請先

千葉市建築指導課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号　中央コミュニティセンター3階
TEL：043-245-5836　FAX：043-245-5888
Eメールアドレス　shido.URC@city.chiba.lg.jp

千葉市　耐震診断　耐震改修　検索